

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正すること
について

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月25日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高橋 昌和

提案理由

職員定数から除外する職員の休業等の条件及び復職時における定数の扱いについての規定を追加することにより、組合職員の定数管理をより実効性のあるものとするため、改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例（昭和47年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は定数外とする。
 - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
 - (2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員
 - (3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員
 - (4) 国、他の地方公共団体等に派遣されている職員
- 3 前項の規定により定数外とされた職員が職務に復帰し、又は復職した場合は、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は定数外とする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</p> <p>(2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</p> <p>(3) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体等に派遣されている職員</p> <p>3 前項の規定により定数外とされた職員が職務に復帰し、又は復職した場合は、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。